

令和8年度 東三河振興ビジョン2030重点プロジェクトにおける森林サービス産業 創出調査業務 委託仕様書

1 事業名

令和8年度 東三河振興ビジョン2030重点プロジェクトにおける森林サービス
産業創出調査業務

2 事業目的

東三河地域^{※1}において、2021年12月に東三河ビジョン協議会^{※2}が策定した「東三河
振興ビジョン2030」を推進していくにあたり、広域的課題への対応を強化するため、2024
年度から重点プロジェクト「東三河森林ルネッサンスプロジェクト」を実施している。

重点プロジェクトの実施にあたり、東三河地域の広域観光エリアとしての魅力の向上・
発信を目指すため、これまでに創出した東三河の地域資源である森林空間を活用したサー
ビス産業（EX. チームビルディングなどの社員研修、福利厚生、SDGs、CSR等）の自
走に向けた実証的取組として、今後の展開に資する仕組みづくりへの支援等を行うもの。

※1 東三河地域とは、愛知県東部の8市町村（豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、
東栄町及び豊根村）で構成される地域。

※2 東三河ビジョン協議会とは、東三河の地域づくりの主体となる市町村、民間組織及び愛知県が一
体となって東三河の振興に取り組むため、各地域振興施策について協議を行う場。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

4 事業内容

「2 事業目的」を踏まえ、以下の内容を実施すること。

なお、「東三河関係人口、移住・定住の創出による人材確保事業」受託事業者と連
携し、効果的に事業を実施すること。

（1）誘客プロモーションの実施及び東三河地域で事業を展開している事業者（以下、 地域事業者と称する）と企業等とのマッチング支援

ア ターゲットとなる企業等の整理

森林サービス産業のプロモーションの対象となる企業等について、業界や企業
規模、利用目的を踏まえた整理を行い、プログラムの販売につながる効果的なプ
ロモーション活動に資する資料を作成すること。

イ プロモーションイベントへの出展

東京地区のプロモーションイベントに出展し、東三河の森林サービス産業に関
心を持つ企業等を対象としたプロモーションを実施すること。プロモーションイ
ベントは少なくとも1回以上とする。

ウ 地域事業者と企業等との相談会の実施

地域事業者と企業等が相互のニーズや提供可能なサービス内容等について直接対話できる相談会を実施すること。

エ 地域事業者の営業活動支援

地域事業者が行う森林サービス産業の営業活動を支援するため、チラシ内容の改善や営業手法のアドバイス、企業の引き合わせ等を行うこと。

(2) 森林サービス産業の導入に向けた販売実証の実施

ア プログラム内容の最終整理

令和7年度までの森林サービス産業創出調査業務で作成したプログラムについて、地域事業者の採算性や企業側の予算感等を踏まえたプログラム内容や販売価格の最終整理を行うこと。

イ プログラムの販売・受入に向けた地域事業者の体制整備支援

プログラムの販売・受入に係る一連の業務について、地域事業者が円滑に対応できるよう、販売・受入体制の整備に向けた支援を行うこと。

ウ プログラムの販売・運営

森林空間を活用した企業経営上の課題解決に意欲のある企業等に対してプログラムを販売し、実施当日の運営、精算までを想定した実証を行うこと。実施回数は1回以上とする。

販売にあたっては、旅行会社等と連携し、商品化に向けた取組及び企業等へのプロモーションを実施すること。

エ 結果報告

販売実証の結果を取りまとめ、報告すること。

(3) 自走に向けた検討

ア 地域事業者向けの森林サービス産業創出・運営マニュアルの作成

森林サービス産業の創出・運用について、地域事業者間で共有可能な手順や考え方を整理したマニュアルを作成すること。

イ 森林サービス産業の継続実施に向けた運営方法の検討支援

地域事業者が森林サービス産業を継続的に運営できるよう、今後の運営方法について整理し、体制づくりの検討にあたって必要な支援を行うこと。

ウ 地域事業者の自走に向けた成果・課題の整理

これまでの事業で得られた成果・課題を整理し、地域事業者が自主的に森林サービス産業を展開・運営していくために必要となる資料として取りまとめること。

5 成果物

業務報告書

- (1)紙媒体 2部（正本1部、副本1部）
- (2)電子データ（県が指定する形式で作成すること）
- (3)その他、県が指示したもの

6 その他

- (1) 本業務の実施にあたり、具体的な方法や内容は、提案事項をもとに県と協議のうえ決定するものとする。
- (2) 契約期間中は、業務経過全般を常に把握している専任の担当者（県との連絡調整担当者）を置くこと。
- (3) 業務の実施時期については、事業効果が高まるよう、県と十分に協議すること。
- (4) 業務の遂行にあたっては、事前に実施計画を提出し、県の承認を得ること。
- (5) 業務の進捗状況については、随時、県に報告するとともに指示を受けること。
- (6) 完了日以前に委託成果の提出を求められたときは、速やかに提出すること。
- (7) 本業務により制作した成果物の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、県に帰属するものとする。
- (8) 本業務の実施にあたって、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取り扱いに万全の対策を講じること。
- (9) 本業務で使用する写真等については、既存のものを使用しても差し支えないが、受託事業者以外の者が著作権を保有している写真等については、その権利の取り扱いについて、県と調整して、受託事業者において著作権者の了解を得ること。
- (10) 著しい経済情勢の変動等により、本事業の一部または全部の実施が困難となったとき、その準備行為を含めた本事業に要した費用の実支出額と契約金額のいずれか低い額を県が受託者に支払うべき額とする。
- (11) 契約終了後、5年間は本業務に関連書類を保管すること。
- (12) 本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ決定するものとする。